

(次期) 千葉市こどもプラン策定業務委託 選考委員会設置要領

1 設置

(次期)千葉市こどもプラン策定業務委託の委託事業者を選定するに当たり、応募のあった企画提案書等を公正に審査・選定するため、(次期)千葉市こどもプラン策定業務委託選考委員会を設置する。

2 所掌事務

選考委員会の所掌事務は、(次期)千葉市こどもプラン策定業務委託の募集要項、審査基準等の決定及び各提案の審査、優先交渉権者・次点者の決定とする。

3 組織

- (1) 選考委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。
- (2) 委員は、その職務を執行することが困難な時は、その委員が指名した者にその職務を代理させることができる。

4 委員長、副委員長

- (1) 選考委員会に委員長をおき、委員長は、千葉市こども未来局こども未来部長をもってあてる。
- (2) 委員長は、選考委員会の議長となり、会議を総括する。
- (3) 副委員長は、委員長が指名し、決定する。
- (4) 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

5 任期

委員の任期は、選任の日から優先交渉者決定の日までとする。

6 会議

- (1) 選考委員会は委員長が招集する。
- (2) 選考委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- (3) 選考委員会は、別に定める審査基準に基づき、企画提案書等の審査及び優先交渉権者・次点者の決定を行う。
- (4) 委員長は、必要に応じ関係職員を出席させることができる。
- (5) 委員長は、委員にやむを得ない事由があるときは、代理による出席を認

めることができる。

7 報償費及び費用弁償

委員の報償費及び費用弁償については、支給しないこととする。

8 庶務

選考委員会の庶務は、千葉市子ども未来局子ども企画課において処理する。

9 その他

この要領に定めるもののほか、選考委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要領は、令和6年3月29日から施行する。

別表

委員名簿

所属・職名	備考
千葉市子ども未来局子ども未来部長	委員長
千葉市子ども未来局子ども未来部子ども企画課長	委員
千葉市子ども未来局子ども未来部健全育成課長	委員
千葉市子ども未来局子ども未来部子ども家庭支援課長	委員
千葉市子ども未来局幼児教育・保育部幼保支援課長	委員